

## 越生町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、越生町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(令和4年条例第12号。以下「条例」という。)第32条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(事業により影響を受ける者)

第3条 条例第2条第7号ウに規定する太陽光発電事業により影響を受ける者は、次に掲げるものとする。

- (1) 太陽光発電設備から生じる太陽光の反射光又は当該反射光から生じる熱により生活環境に影響を受ける範囲の土地又は建築物の所有者、占有者及び管理者
- (2) 前号に掲げる者のほか、太陽光発電事業に伴って生活環境に一定の影響を受けるおそれのあるものとして町長が認めるもの

(設置基準等)

第4条 条例第9条第1号に規定する基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最低限度の範囲の伐採であること。
- (2) 事業区域が地域森林計画(森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項に規定する地域森林計画をいう。)の対象となっている民有林において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をいう。)をしようとする場合は、原則として周辺部に残置森林(開発行為をしようとする森林から開発行為に係る森林を除いた森林をいう。)を配置することとし、森林率を25パーセント(残置森林率(開発行為をしようとする森林に対する若齢林(15年生以下の森林)を除いた残置森林の面積の割合をいう。)を15パーセント)以上とするよう努めること。また、採光を確保すること等を目的として残置森林を過度に伐採することがないように、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮し残置森林又は造成森林(開発区域内に造成した高木性樹木で構成する森林をいう。)及び太陽光パネルを配置するよう努めること。

2 条例第9条第2号に規定する基準は、次のとおりとする。

- (1) 太陽電池モジュールの色彩は、黒色若しくは濃紺色又は低明度か

つ低彩度であること。

- (2) 道路沿いや住宅に隣接する箇所は、植栽等により修景すること。
- (3) 柵又は塀の色彩は、設置する周辺の環境に応じて、こげ茶、グレー、ベージュ、黒、暗灰色等の低明度かつ低彩度であること。

3 条例第9条第3号に規定する基準は、次のとおりとする。

- (1) 太陽電池モジュールは、低反射のものであること。
- (2) 事業区域において、切土、盛土等の造成を行う場合は、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最低限の範囲であること。
- (3) 事業区域内における法面の勾配が垂直1メートルに対する水平距離が2メートルの勾配を超える場合は、第5号に掲げる基準を満たす擁壁が設置されていること。
- (4) 第2号及び前号に掲げるもののほか、造成計画が宅地造成等規制法の施行にあたっての留意事項について（技術的助言）（令和2年9月7日国都防第1号）に定める宅地防災マニュアルの基準に適合したものであること。
- (5) 擁壁を設置する場合は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条第1項に掲げる基準を満たす方法で設置されていること。
- (6) 軟弱地盤である場合は、土の置き換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
- (7) 地山と盛土部分にすべりが生じないように段切りその他の措置が講じられていること。
- (8) 盛土部分の土砂が崩壊しないよう締固めその他必要な措置が講じられていること。
- (9) 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。

4 条例第9条第5号に規定する距離は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める距離とする。

- (1) 事業区域の全部又は一部が都市計画区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域をいう。以下同じ。）内である場合 3メートル。ただし、太陽光モジュールの最上部までの高さが1.5メートルを超える場合は、当該高さの2倍の距離
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 1メートル。ただし、太陽光モジュールの最上部までの高さが1メートルを超える場合は、当該高さ

と同じ距離

(適用対象)

第5条 条例第10条第2号の規則で定める条件は、当該事業を計画する者が二親等以内の関係にある者若しくは代表者が同一である者又は構成する役員半数以上が同一である者が当該事業を計画するときに、次に掲げる事項の全てに該当する太陽光発電設備とする。

- (1) それぞれの事業区域が近接し、又は隣接していること。
- (2) 一の太陽光発電事業の着手予定から2年以内に他の太陽光発電事業の着手が計画されていること。

(隣接住民の同意)

第6条 条例第11条に規定する同意を得る場合は、同意書(様式第1号)によるものとする。

(事前相談)

第7条 条例第12条第1項の規定による届出は、太陽光発電事業事前相談届出書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 事業予定区域の位置図
- (2) 事業計画書(様式第3号)
- (3) 土地利用計画図

2 条例第12条第2項の規定による計画内容の公表は、町ホームページへの掲載により行うものとする。

(関係法令等に関する手続)

第8条 事業者は、条例第13条第1項の規定による協議を行う前までに、太陽光発電事業の実施に関する法令及び他の条例等(以下「関係法令等」という。)を調査し、当該法令等に定める手続の有無について、関係法令等(確認状況・手続結果)報告書(様式第4号)により、町長に報告しなければならない。

2 事業者は、条例第19条第1項の協定の締結をする前までに、関係法令等の許認可取得の状況について、関係法令等(確認状況・手続結果)報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して、町長に報告しなければならない。

- (1) 関係法令等の許可証等の写し
- (2) その他町長が必要と認めたもの

(事前協議)

第9条 条例第13条第1項の規定による協議は、太陽光発電事業事前協議書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出することにより行うものとする。

- (1) 事業計画書（様式第3号）
- (2) 位置図
- (3) 公図の写し
- (4) 土地の登記全部事項証明書の写し
- (5) 現況平面図及び現況縦横断面図
- (6) 現況写真
- (7) 求積図
- (8) 土地利用計画図
- (9) 雨水排水処理計画図
- (10) 造成計画縦横断面図
- (11) 各種構造図
- (12) 雨水排水処理検討書
- (13) 事業者を証明する書類（法人の場合は履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票抄本）
- (14) 禁止区域チェックリスト（様式第6号）
- (15) 同意書（様式第1号）
- (16) その他町長が必要と認めたもの  
（条例第13条第2項に規定する資格を有する者）

第10条 条例第13条第2項に規定する資格を有する者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第1号イからトまでのいずれかに該当する者
- (2) 町長が前号の規定に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたもの

2 条例第13条第2項に規定する資格を有する者は、設計者の資格に関する申告書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（事前協議終了の通知）

第11条 条例第13条第5項の規定による通知は、事前協議済通知書（様式第8号）によるものとする。

（標識の設置）

第12条 条例第14条第1項及び第2項の規定による標識の設置及び標識の掲示内容変更は、標識（様式第9号）により行うものとする。

2 前項の標識は、条例第23条第2項の規定による通知を受けた日まで設置しなければならない。

3 条例第14条第3項の規定による届出は、標識（設置・掲示内容変更）届出書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して、当該標識を設置及

び変更した日から7日以内に町長に届け出るものとする。

- (1) 位置図
- (2) 標識の設置、掲示内容変更を証する写真  
(説明会等の開催)

第13条 条例第15条第1項に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 太陽光発電事業の趣旨と事業計画の内容
- (2) 工事中の騒音及び振動についての対策
- (3) 資材、廃材等の搬出入を含む管理方法
- (4) 安全対策と防災等の措置
- (5) 維持管理の方法と非常時の対応
- (6) 発電事業終了時の撤去・廃棄の方法
- (7) 事業区域の周辺環境に及ぼす影響及びその対策
- (8) その他町長が必要と認めた事項

2 条例第15条第2項の規定による報告は、説明会等開催事前報告書(様式第11号)により行わなければならない。

3 条例第15条第3項の規定による報告内容の公表は、町ホームページへの掲載により行うものとする。

4 条例第15条第1項の規定により、同項の説明会等(以下「説明会等」という。)を開催した場合における同条第6項に規定する報告は、説明会等開催報告書(様式第12号)に次に掲げる書類を添付して、当該説明会等を開催した日から起算して7日以内に町長に報告するものとする。

- (1) 説明会等で配布した資料
- (2) 説明会等の状況写真
- (3) 出席者等名簿の写し
- (4) 地域住民等範囲図

(意見の申出)

第14条 条例第16条第1項の規定による意見の申出は、説明会等が開催された日から起算して30日以内に、町長に対し、事業計画に対する意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出して行うものとする。

2 条例第16条第2項の規定による通知は、意見書提出通知書(様式第13号)に当該提出があった意見書の写しを添付して、当該意見書が提出された日から起算して7日以内に事業者へ通知するものとする。

(地域住民等との協議)

第15条 条例第17条第1項の規定による協議は、当該意見書を提出した地域住民等に対し当該意見書に対する見解を示した書類(以下「見解書」という。)を提出して行うものとする。

2 事業者は、前項の見解書の内容について、当該地域住民等の理解を十分に得られるよう努めるものとする。

3 条例第17条第2項の規定による報告は、協議内容報告書（様式第14号）に次に掲げる書類を添付して、当該協議を行った日から起算して14日以内に町長に行うものとする。

(1) 協議で配布した資料

(2) 見解書の写し

(事業の届出)

第16条 条例第18条の規定による届出は、太陽光発電設備設置事業届出書（様式第15号）に次に掲げる書類を添付して、町長に届け出るものとする。

(1) 第9条各号に規定する図書

(2) 事前協議済通知書（様式第8号）の写し

(3) 工事工程表

(4) 土地所有者等の承諾書

(5) 雨水排水放流先施設管理者の同意書の写し

(協定の締結等)

第17条 条例第19条第1項に規定する協定は、事業に関する協定書（様式第16号）により行うものとする。

2 町長は、次の各号のいずれにも該当するときは、事業者と太陽光発電事業に関する協定を締結するものとする。

(1) 関係法令等の許認可を取得しているとき又は取得する見込みがあるとき。

(2) 地域住民等との協議が、十分に行われていると町長が認めるとき。

(事業の着手)

第18条 条例第20条第1項の規定による届出は、事業着手届出書（様式第17号）により行うものとする。

(条例第20条第2項に規定する資格を有する者)

第19条 条例第20条第2項に規定する資格を有する工事施行者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受け、かつ、工事を完成するための必要な能力を備えていなければならない。

2 条例第20条第2項に規定する資格及び能力を備えた者を現場管理者に定めたときは、現場管理者に関する調書（様式第18号）を町長に提出しなければならない。

3 現場管理者は、全ての作業工程を把握し、工程に変更が生じた場合は、速やかに町長に報告しなければならない。

(関係書類の閲覧)

第20条 事業者は、条例第21条の規定による閲覧をさせる場合は、あらかじめ、閲覧をさせる越生町内の場所及び時間を定めて行わなければならない。

(事業の変更等)

第21条 条例第22条第1項の規定による変更の届出は、事業変更届出書(様式第19号)に次に掲げる書類を添付して、町長に届け出るものとする。

- (1) 変更内容の説明資料
- (2) 事業計画書(様式第3号)
- (3) 設計図等

2 条例第22条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第18条第2号に掲げる事項の変更のうち、着手予定日を当該着手予定日とされた日より前の日にする変更以外の変更
- (2) 条例第18条第4号に掲げる事項の変更のうち、擁壁、排水施設その他災害の発生防止上重要な施設又は工作物の新設若しくは廃止又はこれらの位置若しくは構造の著しい変更以外の変更(太陽光モジュールに係るものを除く。)

3 条例第22条第1項の規定による太陽光発電事業の取下げは、事業取下届(様式第20号)を町長に提出するものとする。

(完了確認)

第22条 条例第23条第1項の規定による届出は、工事完了届出書(様式第21号)により町長に届け出るものとする。

2 条例第23条第2項の規定による通知は、工事完了確認書(様式第22号)により事業者へ通知するものとする。

(廃止の届出)

第23条 条例第24条第1項の規定による届出は、事業廃止届出書(様式第23号)により、町長に届け出るものとする。

2 条例第24条第2項の規定による届出は、事業廃止完了届出書(様式第24号)により、町長に届け出るものとする。

(地位の承継)

第24条 条例第25条の規定による届出は、地位承継届出書(様式第25号)により、町長に届け出るものとする。

(指導、助言及び勧告)

第25条 条例第29条第1項に規定する指導又は助言は、指導・助言通知

書（様式第26号）により行うものとする。

2 条例第29条第2項に規定する勧告は、勧告書（様式第27号）により行うものとする。

3 条例第29条第3項に規定する報告は、是正措置報告書（様式第28号）により行うものとする。

（公表）

第26条 条例第30条第1項の規定による公表は、越生町公告式条例（昭和30年条例第1号）に定める掲示場における掲示その他町長が適当と認める方法により行うものとする。

（弁明の機会）

第27条 条例第30条第2項の規定による弁明の機会の付与は、弁明の機会の付与通知書（様式第29号）に、公表に関する弁明書（様式第30号）を添付して行うものとする。

（国又は県への通知）

第28条 条例第31条の規定による通知は、越生町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例における違反事案についての情報提供（通知）（様式第31号）により行うものとする。

（その他）

第29条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。